

健康保険証の完全廃止【資格確認書の一括職権交付】に関するQ & A

【目次】

★すべての加入者様向け【Q1～Q6】

- Q1 使用していた健康保険証を返却する必要はありますか？
- Q2 今回、資格確認書が交付される経緯を教えてください。
- Q3 「資格確認書」とはどのようなものですか？
- Q4 今回、資格確認書が交付されるのは、こういった対象者となりますか？
- Q5 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を行っているかを確認する方法はありますか？
- Q6 今回の資格確認書の交付にあたり、KDDI健保がマイナンバーによる情報照会により確認を行ったとのことですが、マイナンバーをKDDI健保へ提出した記憶がありません。なぜ情報照会が可能なのでしょう？

★資格確認書が交付された加入者様向け【Q7～Q15】

- Q7 資格確認書を受け取りましたが、手元にある健康保険証は、令和7年12月1日まで使用できると聞いています。今すぐ使用する場合、どちらを使用したらよいですか？
- Q8 資格確認書には、健康保険証とは異なり、有効期限が設定されていると聞きましたが、今回交付される資格確認書の有効期限はいつまでになりますか？
- Q9 資格確認書を受け取った後に、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録（マイナ保険証の利用登録）を行いました。資格確認書はどのように取り扱えばいいですか？
- Q10 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録（マイナ保険証の利用登録）を行ったので、今回受け取った資格確認書は使用しません。資格確認書は有効期限内にKDDI健保の資格を失った場合、返却する必要があると聞きましたが、それまで保管しておくのが難しいため今すぐ返却したいです。資格を失う前の返却は可能ですか？

Q11 資格確認書を受け取りましたが、すでにKDDI健保に加入している会社を辞めており、KDDI健保の資格を失っています。資格確認書はどのようにすればよいですか？

Q12 資格確認書を受け取りました。健康保険証の返却は不要であると認識していますが、高齢受給者証（70歳以上）については返却が必要ですか？

Q13 今まで医療機関へ健康保険証と高齢受給者証（70歳以上）を両方提示していました。今後は、今回受け取った資格確認書と高齢受給者証を両方提示する必要がありますか？

Q14 資格確認書を受け取りましたが、いずれマイナ保険証へ切り替えないといけないのでしょうか？マイナンバーカードは、さまざまな情報が紐づけられており、持ち歩きたくないです。また、情報漏洩が心配です。

Q15 資格確認書を受け取りました。有効期限は5年後となっておりますが、5年後もマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をしていなければ、資格確認書が交付されますか？

★資格確認書が交付されなかった加入者様向け【Q16～Q20】

Q16 今回、資格確認書の交付対象となると思っていたのですが、実際は交付されませんでした。どのような理由が考えられますか？

Q17 資格確認書が交付されなかったので、マイナポータルを確認したところ、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいました。自分では利用登録をした覚えはないのですが、KDDI健保で加入者の同意なく利用登録を行うことはありますか？

Q18 マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が済んでいるため、今回の資格確認書交付対象とはなりませんでしたが、マイナ保険証と資格確認書のどちらも利用したいです。資格確認書を交付してもらうことはできますか？

Q19 今回の資格確認書の交付対象者とはなりませんでしたが、資格情報のお知らせは交付されますか？

Q20 過去にマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は行いましたが、マイナ保険証を利用したくありません。資格確認書を交付してもらうことはできますか？

★すべての加入者様向け【Q1～Q6】

Q1

使用していた健康保険証を返却する必要はありますか？

A1

健康保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、同日以降、返却する必要はありません。

Q2

今回、資格確認書が交付される経緯を教えてください。

A2

健康保険証の新規発行は、既に令和6年12月2日をもって廃止となっておりますが、同日前に健康保険証の交付を受けている方につきましては、経過措置として健康保険証を令和7年12月1日まで使用できることとなっております。

この度、その経過措置が終了となり、健康保険証が使用できなくなるため、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードはお持ちではあるけれども健康保険証の利用登録を行っていない方などに対して、令和7年12月2日以降、保険診療が受けられるようにするために「資格確認書」を交付するものです。

Q3

「資格確認書」とはどのようなものですか？

A3

「資格確認書」は、健康保険証やマイナ保険証（※）をお持ちでない方などに交付するもので、従来の健康保険証と同じ効力を持ち、医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。

Q4

今回、資格確認書が交付されるのは、こういった対象者となりますか？

A4

令和7年9月5日時点でKDDI健保の資格を有している健康保険証をお持ちの方で、令和7年8月末時点で以下の①～⑥に該当することが当組合でのマイナンバーによる情報照会により判明した方となります。

- ① マイナンバーカードを作っていない方
 - ② マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
 - ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方
 - ④ マイナンバーカードを返納した方
 - ⑤ マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除した方
 - ⑥ 当組合にマイナンバーが登録されていない方（マイナンバー不明者・未付番者）
-

Q5

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録を行っているかを確認する方法はありますか？

A5

マイナポータル 사이트にて確認を行うことができます。

[ログイン](#) | [マイナポータル](#)

マイナポータルにログインし、「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」でご確認ください。

登録が完了している場合は、「利用登録状況」に「登録済」と表示されます。

Q6

今回の資格確認書の交付にあたり、KDDI 健保がマイナンバーによる情報照会により確認を行ったとのことですが、マイナンバーをKDDI 健保へ提出した記憶がありません。なぜ情報照会が可能なのでしょう？

A6

お勤めの会社様がKDDI 健保へ行う新規加入などの手続きにおいて、マイナンバーを提出することが法令上義務づけられておりますので、その手続きの際に報告いただいたマイナンバーをもとに情報照会を行いました。

★資格確認書が交付された加入者様向け【Q7～Q15】

Q7

資格確認書を受け取りましたが、手元にある健康保険証は、令和7年12月1日まで使用できると聞いています。今すぐ使用する場合、どちらを使用したらよいですか？

A 7

令和7年12月1日までは、健康保険証と資格確認書のどちらを使用しても問題ありませんが、健康保険証につきましては、ご認識のとおり令和7年12月1日までしか使用することはできません。

Q 8

資格確認書には、健康保険証とは異なり、有効期限が設定されていると聞きましたが、今回交付される資格確認書の有効期限はいつまでになりますか？

A 8

有効期限は「令和12年9月30日」となります。

Q 9

資格確認書を受け取った後に、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録（マイナ保険証の利用登録）を行いました。資格確認書はどのように取り扱えばいいですか？

A 9

今回交付した資格確認書とマイナンバーカード（マイナ保険証）のいずれも使用することが可能です。

資格確認書につきましては、記載されている有効期限まで使用することができますが、有効期限が切れる前に、退職等で当組合の資格を失った場合には、資格確認書の返却が必要となりますので、ご自身で破棄しないようお願いいたします。

なお、有効期限が切れた際は、資格確認書の更新は行いませんので、マイナンバーカード（マイナ保険証）を医療機関へご提示いただくことになります。

Q 10

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録（マイナ保険証の利用登録）を行ったので、今回受け取った資格確認書は使用しません。資格確認書は有効期限内にKDDI健保の資格を失った場合、返却する必要があると聞きましたが、それまで保管しておくのが難しいため今すぐ返却したいです。資格を失う前の返却は可能ですか？

A 10

返却可能です。所属会社のご担当者様へその旨お伝えいただき、所属会社様経由で当組合へご返却ください。

Q11

資格確認書を受け取りましたが、すでにKDDI健保に加入している会社を辞めており、KDDI健保の資格を失っています。資格確認書はどのようにすればよいですか？

A11

所属していた会社様へご返却をお願いします。

Q12

資格確認書を受け取りました。健康保険証の返却は不要であると認識していますが、高齢受給者証（70歳以上）については返却が必要ですか？

A12

高齢受給者証についても返却は不要です。

Q13

今まで医療機関へ健康保険証と高齢受給者証（70歳以上）を両方提示していました。今後は、今回受け取った資格確認書と高齢受給者証を両方提示する必要がありますか？

A13

高齢受給者証に記載されている負担割合は、資格確認書に記載されておりますので、今後は資格確認書のみを医療機関へ提示してください。

Q14

資格確認書を受け取りましたが、いずれマイナ保険証へ切り替えないといけないのでしょうか？マイナンバーカードは、さまざまな情報が紐づけられており、持ち歩きたくないです。また、情報漏洩が心配です。

A14

マイナンバーカードの取得やマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は任意であり、強制ではありませんので、マイナ保険証に切り替えなくても問題ございません。

Q15

資格確認書を受け取りました。有効期限は5年後となっておりますが、5年後もマイ

ナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をしていなければ、資格確認書が交付されますか？

A 1 5

ご認識のとおり、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録をしていない場合は、資格確認書を交付いたします。

★資格確認書が交付されなかった加入者様向け【Q 1 6～Q 2 0】

Q 1 6

今回、資格確認書の交付対象となっていたのですが、実際は交付されませんでした。どのような理由が考えられますか？

A 1 6

当組合の健康保険証をお持ちの方でも、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がお済の方（マイナ保険証利用者）につきましては、今回の資格確認書交付の対象外となります。

Q 1 7

資格確認書が交付されなかったので、マイナポータルを確認したところ、マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいました。自分では利用登録をした覚えはないのですが、K D D I 健保で加入者の同意なく利用登録を行うことはありますか？

A 1 7

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、加入者様ご自身のみ行うことが可能ですので、当組合が加入者様の健康保険証利用登録を行うことはありません（行うことはできません）。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は、以下の①～⑤のいずれかの方法で必ずご自身が行っております。

- ① 医療機関や薬局の受付にて顔認証付きカードリーダーで行う
- ② ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリで行う
- ③ セブン銀行のATMで行う
- ④ マイナポイント登録時の簡易登録を行った（※）

※マイナポイント付与サービスは、令和5年9月末をもって終了しています。マイナポイントを申し込みした際に、「健康保険証としての利用申込み」にチェック

を入れる事で、自動的に保険証利用を申し込めるサービスの事です。

⑤ マイナポイント手続きスポットで手続きを行った（※）

※マイナポイント付与サービスは、令和5年9月末をもって終了しています。マイナポイント手続きスポットとは、事務局が設置していた、全国のスーパーや郵便局など様々な場所のことです。

利用登録についてのご不明点は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へご確認ください。

Q18

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録が済んでいるため、今回の資格確認書交付対象とはなりませんでしたが、マイナ保険証と資格確認書のどちらも利用したいです。資格確認書を交付してもらうことはできますか？

A18

できません。利用登録がお済の方は、マイナ保険証をご利用いただくことになります。

Q19

今回の資格確認書の交付対象者とはなりませんでしたが、資格情報のお知らせは交付されますか？

A19

交付されません。健康保険証をお持ちのすべての加入者様に対しましては、今回の資格確認書の交付対象者であるか否かにかかわらず、K O S M O - W e b（医療費や給付金支給額などが確認できるW e bサービス）にて、資格情報のお知らせを電子交付いたしました「令和7年3月31日までで公開終了」ので、今回は当組合より資格情報のお知らせは交付いたしません。

※「資格情報のお知らせ」とは、当組合の資格情報が正しく登録されたことをお知らせする文書で、このお知らせのみでは医療機関を受診することはできませんが、医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン資格確認ができなかった場合、マイナンバーカードと一緒に提示することで保険診療を受けることができるものです。

Q20

過去にマイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録は行いましたが、

マイナ保険証を利用したくありません。資格確認書を交付してもらうことはできますか？

A20

原則、利用登録がお済の方は、マイナ保険証をご利用いただくこととなりますが、利用登録の解除を行うことで、資格確認書を交付することは可能です。

利用登録の解除につきましては、当組合へ「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」をご提出していただくこととなります。詳細は当組合ホームページにございます [「マイナ保険証」の概要ページ](#) をご確認ください。
